



市 章

大津市公報

平 成 28 年 3 月 31 日
号 外 (第 32 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企 業 局 管 理 規 程

2 大津市企業局会計規程の一部改正..... 1

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 2 号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月 31 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第13条第 1 項中「損益勘定」を「収益勘定、費用勘定」に改める。

第70条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、固定資産の種類等により必要があると認めるものについては、有形固定資産にあっては使用の当月又は翌月から、無形固定資産にあっては取得の当月又は翌月からこれを行うことができる。

別表第 2 第 1 号中

「				不用品売却収益	を
				」	
「				不用品売却収益	に、
				有価証券売却収益	
				有価証券評価益	
」					
「				不用品売却原価	を
				」	
「				不用品売却原価	に、
				有価証券売却損	
				有価証券評価損	
」					
「				短期国債	を
				」	
「				短期国債	に
				満期保有目的有価証券	
				売買目的有価証券	
」					

改め、同表第 2 号中

「				有価証券売却収益	を
				」	

「				有価証券売却収益	に、
				有価証券評価益	
」					

「				不用品売却原価	を
」					

「				不用品売却原価	に、
				有価証券売却損	
				有価証券評価損	
」					

「車両及び運搬具」を「車両運搬具」に、

「				短期国債	を
」					

「				短期国債	に、
				満期保有目的有価証券	
				売買目的有価証券	
」					

「				組入資本金	を
」					

「				組入資本金	に
				引継資本金	
				引継資本金	
」					

改め、同表第 3 号中

「				不用品売却収益	を
」					

「				不用品売却収益	に、
				有価証券売却収益	
				有価証券評価益	
」					

「				不用品売却原価	を
」					

「				不用品売却原価	に、
				有価証券売却損	
				有価証券評価損	
」					

「

」

	短期国債	
--	------	--

を

」

「

」

	短期国債	
	満期保有目的有価証券	
	売買目的有価証券	

に

」

改める。

附 則

この規程は、平成28年 3 月31日から施行する。